

72 安全保障理事会決議一九一八(ソマリ)

ア沖海賊行為訴追確保(抜粋)〔翻訳〕

採 択 二〇一〇年四月二十七日(安保理第六三〇一回會合)

安全保障理事会は、(中略)

海賊行為を行った疑いのある者が、司法手続に服することなく釈放されている事例を憂慮し、海賊が責任を負うことを確保できるような条件を整えることを決定して、

1 ソマリア沖の海賊行為及び海上における武装強盗に責任のある者を訴追しないことは、国際共同体による海賊対策の努力を阻害することを確認する。

2 この地域の諸国を含めた全ての国に対して、海賊行為を国内法において犯罪とすること、並びに、ソマリア沖で拘束された海賊被疑者の訴追、及び有罪とされた海賊の拘禁を、適用可能な国際人権法と両立することを条件として、好意的に考慮することを求める。

3 この文脈において、I M O ジブチ行動指針の実施に進展があることを歓迎し、その参加国にできるだけ速やかにそれを完全に実施することを求める。

4 ソマリア沖海賊対策に関するコンタクト・グループ(CGPC S)の任務、国際裁判所及び混合裁判所の創設に関する既存の實行、実質的な成果を達成し維持するために必要な時間及び資源を考慮して、ソマリア沖の海賊行為及び海上における武装強盗に責任のある者を訴追し拘禁する目的を容易にするために可能な選択肢、特に、場合によっては国際的な要素をもつ特別な国内法廷、地域裁判所又は国際裁判所及びそれに対応する拘禁の措置を設けるための選択肢に関する報告書を、三箇月以内に安全保障理事会に提出することを、事務総長に対して要請する。

